

議案第69号

葛飾区地域コミュニティ施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成29年12月 6 日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

亀有地区センターに会議室を追加する必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区地域コミュニティ施設条例の一部を改正する条例

葛飾区地域コミュニティ施設条例（平成19年葛飾区条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の部葛飾区地域コミュニティ施設亀有地区センターの項を次のように改める。

葛飾区地域コミュニティ施設 亀有地区センター	ホール	東京都葛飾区亀有三丁目 26番1号
	区民ロビー	
	第一会議室	
	第二会議室	
	第三会議室	
	音楽室	
	大広間	
和室		

別表第2の1の部(1)の款葛飾区地域コミュニティ施設亀有地区センターの項を次のように改める。

葛飾区地域 コミュニティ施設 亀有地区センター	第一会議室	600円	350円	350円	700円	900円	1,800円
	第二会議室	600円	350円	350円	700円	900円	1,800円
	第三会議室	1,200円	650円	650円	1,300円	1,700円	3,400円
	音楽室	300円	150円	150円	300円	400円	800円
	大広間	500円	250円	250円	500円	800円	1,500円

	和室	200円	150円	150円	300円	400円	800円
--	----	------	------	------	------	------	------

別表第3の1の部(1)の款葛飾区地域コミュニティ施設亀有地区センターの項を次のように改める。

葛飾区地域 コミュニティ施設 亀有地区センター	第一会議室	1,800円	1,050円	1,050円	2,100円	2,700円	5,400円
	第二会議室	1,800円	1,050円	1,050円	2,100円	2,700円	5,400円
	第三会議室	3,600円	1,950円	1,950円	3,900円	5,100円	10,200円
	音楽室	900円	450円	450円	900円	1,200円	2,400円
	大広間	1,500円	750円	750円	1,500円	2,400円	4,500円
	和室	600円	450円	450円	900円	1,200円	2,400円

#### 付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の葛飾区地域コミュニティ施設条例の規定による使用の承認に必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。